

(名称・所在地)

第1条 本会は_____と称し、事務局を_____に置く。

(目的)

第2条 本会は_____と、会員相互の親睦を図り、自主的な練習活動を進めることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 _____
- 2 _____
- 3 _____
- 4 _____

(入会の資格)

第4条 本会に入会できるものは、会の目的に賛同し、活動できるものとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

代表者___名 副代表者___名 事務局___名 会計___名 会計監査___名

(役員を選任並びに任期)

第6条 役員は、会員の中からの互選により、任期は___年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会・役員会)

第7条 本会は、年1回の総会及び必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。総会は会員の過半数の出席を必要とする。議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算・決算
- (3) 会則改正
- (4) その他必要事項

2 役員会は必要に応じて開催し、会の運営について協議する。

(会費及び会計)

第8条 本会の必要経費は、会費その他の収入によってまかなう。

- 2 _____とする。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付則

この会則は、令和___年___月___日から施行する。